

2 権利擁護について

(2) 成年後見制度の市町村申立の活性化

経緯又は現状・課題

成年後見制度の申立は、配偶者、二親等内の親族、市町村長等が行うことができるようになっているが、身寄りのない認知症高齢者や申立にかかる資力の乏しい者は、特に市町村長による申立が必要になる。

しかし、現状としては、申立手続きが複雑かつ時間がかかることや市町村担当者の成年後見制度への無理解、担当部署が曖昧、ニーズ把握の不十分さ、申立費用・後見人報酬の負担が困難等の理由により、市町村段階での体制整備ができておらず、成年後見制度の市町村申立は利用し難いという状況である。

平成16年度における全国の成年後見関係申立件数（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任）は、合計17,246件で、そのうち市町村長申立件数は、509件で全申立件数の約3.0%にすぎないという状況である。

厚生労働省は、来年4月から全国の市町村の「地域包括支援センター」窓口で認知症の高齢者などを権利侵害から守る成年後見制度を普及させるため、権利擁護に関する総合的な相談窓口を設置する方針を決めた。

社会福祉基礎構造改革のもと、福祉サービスの利用が契約方式に転換が図られた以上、成年後見制度の利用は必要不可欠なサービスとして、その利用が保障されるようにしなければならない。

提案する内容

成年後見制度を介護保険や支援費など福祉サービスの契約化に伴う利用者援助の不可欠な資源とするならば、その申立の活性化に向け、早急に整備するべきである。

そのため、すべての市町村においては、成年後見制度のニーズの把握と共に、市町村長申立が円滑に行われるような「成年後見制度利用支援事業」の活用や予算化を行い、必要なニーズに速やかに応じるよう整備する必要がある。

また、国及び都道府県においては、市町村申立に関する適切な指針を示すなど、成年後見制度の利用の活性化につながるような助言、指導を行う必要がある。

その他・根拠法令等

成年後見制度市町村長申立根拠法令～

老人福祉法（認知症高齢者の場合）、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

成年後見制度に係る市町村申立の一部改正に伴う厚生労働省通知（平成17年7月29日）

成年後見制度利用支援事業（厚生労働省）

改正介護保険法

成年後見関係申立件数～最高裁判所事務総局家庭局より（成年後見関係事件の概況 平成16年4月から平成17年3月）